|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 認知症対応型  共同生活介護 | ①施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ②夜間勤務条件基準による減算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※減算が解消される場合のみ添付 |
| ③職員の欠員による減算 | * 減算が解消される場合のみ添付   ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ④身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤夜間支援体制加算  　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。  　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑥若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑦利用者の入院期間中の体制 | 【添付書類不要】 |
| ⑧看取り介護加算  （医療連携体制加算を算定していない場合は算定不可。） | ・医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書  （別紙９－５）  ・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）もしくは訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し　原本証明必要  ※事業所の看護師の場合は、  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表  （別紙７－５）※加算算定開始月のもの。  ・看護師の資格証の写し　原本証明必要 |
| ⑨医療連携体制加算 | ・医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書  （別紙９－５）  ・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）もしくは訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し　原本証明必要  　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護師を配置しない場合に必要。  ※（Ⅱ）を算定し、事業所で配置している看護職員が准看護師のみである場合に必要。  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表  （別紙７－５）※加算算定開始月のもの。  　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。  ・看護師・准看護師の資格証の写し　原本証明必要  　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。 |
| ⑩認知症専門ケア加算 | ・認知症専門ケア加算に係る要件確認表（参考様式４７）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※加算算定開始月のもの。  （認知症に係る研修修了者のみ記載）  ・資格証（認知症に係る研修修了証）の写し  原本証明必要 |
| ⑪サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）イ・ロ  （Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  （別紙１２－１１）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２６）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※届出日前一月のもの。  ※（Ⅰ）：介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  　（Ⅱ）：介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  （Ⅲ）：直接提供職員のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要  ※（Ⅰ）を算定する場合に必要。  ・実務経験証明書 （参考様式２９）  ※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ⑫介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 認知症対応型  共同生活介護  （短期利用型） | ①適用開始 | ・指定通知の写し（開設から３年）　原本証明必要  　※居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、特養、老健又は平成18年旧介護保険法に規定する療養型医療施設のいずれかのもの。  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※加算算定開始月のもの。  ・研修の修了証（資格が必要な職種）の写し  原本証明必要  ※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。  （短期利用規定を明記） |
| ②施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ③夜間勤務条件基準 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※減算が解消される場合のみ添付 |
| ④職員の欠員による減算 | ※減算が解消される場合のみ添付  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ⑤夜間支援体制加算  　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。  　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑥若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑦医療連携体制 | ・医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書  （別紙９－５）  ・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）もしくは訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し　原本証明必要  　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護師を配置しない場合に必要。  ※（Ⅱ）を算定し、事業所で配置している看護職員が准看護師のみである場合に必要。  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表  （別紙７－５）※加算算定開始月のもの。  　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。  ・看護師・准看護師の資格証の写し　原本証明必要  　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。 |
| ⑧サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）イ・ロ  （Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  （別紙１２－１１）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２６）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※届出日前一月のもの。  ※（Ⅰ）：介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  　（Ⅱ）：介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  （Ⅲ）：直接提供職員のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要  ※（Ⅰ）を算定する場合に必要。  ・実務経験証明書 （参考様式２９）  ※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ⑨介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 介護予防  認知症対応型  共同生活介護 | ①施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ②夜間勤務条件基準による減算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※減算が解消される場合のみ添付 |
| ③職員の欠員による減算 | * 減算が解消される場合のみ添付   ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ④身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤夜間支援体制加算  　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。  　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑥若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑦利用者の入院期間中の体制 | 【添付書類不要】 |
| ⑧認知症専門ケア加算 | ・認知症専門ケア加算に係る要件確認表（参考様式４７）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※加算算定開始月のもの。  （認知症に係る研修修了者のみ記載）  ・資格証（認知症に係る研修修了証）の写し原本証明必要 |
| ⑨サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）イ・ロ  （Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  （別紙１２－１１）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２６）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※届出日前一月のもの。  ※（Ⅰ）：介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  　（Ⅱ）：介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  （Ⅲ）：直接提供職員のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要  ※（Ⅰ）を算定する場合に必要。  ・実務経験証明書 （参考様式２９）  ※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ⑩介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 介護予防  認知症対応型  共同生活介護  （短期利用型） | ①適用開始 | ・指定通知の写し（開設から３年）　原本証明必要  　※居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、特養、老健又は平成18年旧介護保険法に規定する療養型医療施設のいずれかのもの。  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※加算算定開始月のもの。  ・研修の修了証（資格が必要な職種）の写し  原本証明必要  ※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。  　（短期利用規程を明記） |
| ②施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ③夜間勤務条件基準 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※減算が解消される場合のみ添付 |
| ④職員の欠員による減算 | * 減算が解消される場合のみ添付   ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ・資格証・研修修了証の写し　原本証明必要 |
| ⑤夜間支援体制加算  　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。  　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑥若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑦サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）イ・ロ  （Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書  （別紙１２－１１）  ・人材要件に係る算出表（参考様式２６）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）  ※届出日前一月のもの。  ※（Ⅰ）：介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  　（Ⅱ）：介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  （Ⅲ）：直接提供職員のみ記載し、勤続年数３年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ・介護福祉士の資格証の写し　原本証明必要  ※（Ⅰ）を算定する場合に必要。  ・実務経験証明書 （参考様式２９）  ※（Ⅲ）を算定する場合に必要。 |
| ⑧介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |